

# 第3章

## 計画の基本理念と基本的方向

- 1 基本理念、基本方針、基本目標
- 2 地域共生社会の実現に向けた認知症施策の総合的な展開
- 3 日常生活圏域

## 計画の基本理念

本計画は、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができ、心身の健康を維持し、生きがいや幸福感が向上することを目指しています。そのためには、「現在の」「高齢者だけ」に留まらず、介護や生活上の支援を必要とする人が、将来にわたり必要なサービスやサポートを受けられ、人生の最期まで尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる体制をつくることが重要です。

こうした観点から、本計画はこれまでの基本理念を引継ぎ、超高齢社会に対応する「地域包括ケアシステム」の構築、深化・推進に努め、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを確立することや、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進してまいります。

個人としての尊厳が保たれ  
その人らしく自立した生活を送ることができる  
安心と共生のまち いちかわ

## 計画の基本方針

本市は、50万近い人口を擁し、様々な活動団体や、民間のサービス、人材や資源に恵まれています。そこで、地域で暮らす高齢者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、本市の強みを活かし、地域の特色を踏まえた取組みを展開するとともに、地域の多様な主体との協働による課題解決を目指します。

地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題解決に取り組み、  
地域包括ケアシステムを推進していきます。

## 地域包括ケアシステム

医療、介護、介護予防、生活支援、住まい の5つの要素が、相互に関係しながら一体的に提供される仕組み



“尊厳ある自分らしい暮らしの実現”に向けて

- 本人の選択と本人・家族の心構え【皿】
  - 生活の基盤となる“**住まい**”の確保【鉢】
  - 地域の多様な主体によって、**介護予防**と**生活支援**が取り組まれること【土】
- ↓
- 皿・鉢・土が充実してこそ、専門職のケア（**医療**・**介護**）が効果を発揮【葉】

地域包括ケアシステムの構築、深化・推進において、住民、支援者、行政に期待される役割を踏まえ、以下のとおり基本目標として位置付けました。

**住民**：社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活上のサポートを活用しながら、自分らしい生活を送る。

▶▶▶ **基本目標1 自分らしく「自立」した生活を送る**

**支援者**：認知症や重度の要介護状態になっても、最期まで尊厳が保たれ自分らしい生活を送れるように、支援をする。

▶▶▶ **基本目標2 尊厳ある暮らしを最期まで支える**

**行政**：将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。

▶▶▶ **基本目標3 安心と共生の基盤をつくる**

令和6年1月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」という）が施行されました。国および地方公共団体は、基本理念にのっとり認知症施策を策定・実施する義務を有するとともに、認知症の人および家族等の意見を聴いて、認知症施策の推進に関する計画の策定に努めるよう規定されています。本計画では、認知症施策の総合的な展開を通じた地域共生社会の実現にむけた取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために、「市川市認知症施策推進計画」として位置付けました。

## 地域共生社会の実現に向けた認知症施策の総合的な展開 (市川市認知症施策推進計画)

### 1. 背景

急速な高齢化の進展に伴い、本市における認知症高齢者は、令和2年(2020年)の約1万8千人から、令和22年(2040年)には約2万8千人に増加すると推計されています。また、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年(2025年)には、本市の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。認知症は「誰もがなりうるもの」であり、多くの人にとって身近なものになっていることから、認知症になっても社会の一員として尊厳が保持され、その人らしく暮らし続けることができる地域社会を目指すことが重要です。

### 2. 基本理念

本市はこれまで、「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念のもと、特に近年は、認知症施策の総合的な展開を通じた地域共生社会の実現にむけて取り組んできました。

そこで、「市川市認知症施策推進計画」は、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域の実現」を基本理念とし、「個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ」という基本理念に包含されるものとして、「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中に位置付けることとします。

#### 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本

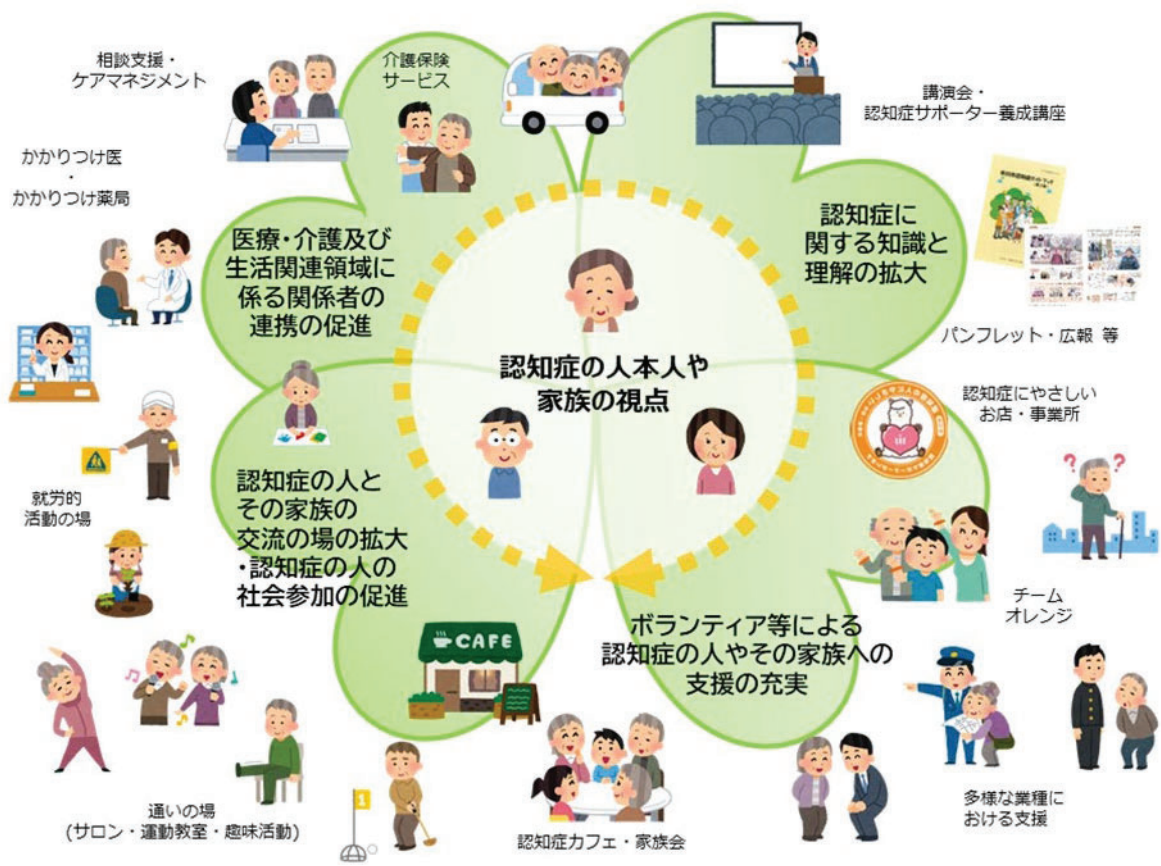
個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ



#### 市川市認知症施策推進計画の基本理念

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域の実現

○地域共生社会の実現に向けた認知症施策の総合的な展開（概念図）



3. 課題および対応方針

前述の背景および認知症基本法における基本的施策を踏まえて課題を抽出するとともに、各課題への対応方針を定めました。 ※「条」は認知症基本法の基本的施策（P.7 参照）に対応。

**（1）認知症の人に関する国民の理解の増進等（第 14 条）**

- 【課題】 市民全体への認知症の人に関する理解の促進
- 【方針】 認知症に関する正しい知識を得る機会を増やすとともに、認知症の人の声を発信し、認知症の人と出会い共に過ごす機会を作ることにより、正しい理解を深められる取組みを行う。

**（2）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進（第 15 条）**

- 【課題】 認知症の人やその家族が安心して他の人々と共に暮らすことができる地域づくりの推進
- 【方針】 認知症の人やその家族に関わる医療・介護・地域の多世代の様々な人たちや生活関連領域の結びつきを深め、認知症の人やその家族への理解や協力を推進し、安心して暮らすことのできる地域づくりを進める。

### (3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等 (第 16 条)

【課題】 認知症の人の社会参加の機会の充実および社会参加しやすい環境の整備

【方針】 認知症への不安を軽減し、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための取組を進めることで、社会参加の機会の充実および社会参加しやすい環境の整備を図る。

### (4) 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護 (第 17 条)

【課題】 認知症の人やその家族のニーズ・意見を踏まえた意思決定支援および権利利益保護

【方針】 認知症の人やその家族のニーズ・意見を聴取する機会を増やし、意向を尊重することで意志決定の適切な支援を行うとともに、権利利益の保護に関わる取組を推進する。

### (5) 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備 (第 18 条)

【課題】 認知症の人の状況に応じた適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの提供

【方針】 地域の医療・介護関係者の連携を推進すること等により、個々の認知症の人の状況に応じ、切れ目なく適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを受けることができるための取組を行う。

### (6) 相談体制の整備 (第 19 条)

【課題】 相談体制および相談につながるための支援の流れの整備

【方針】 認知症の人やその家族からの相談に対し、個々の状況に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備を行う。また、認知症の人やその家族が孤立することがないようにするための体制の整備を行う。

### (7) 認知症の予防等 (第 21 条)

【課題】 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備の推進

【方針】 早期発見、早期対応に向けた体制整備の推進のための取組を行う。

本市は、その実現に向け、全ての基本目標に認知症施策を位置付け、計画的に取り組んでいきます。

※対応する事業の一覧は後掲 (P.137 参照)

**基本目標 1** (住民の視点) 自分らしく「自立」した生活をおくる  
… 認知症への理解の促進 (P.60 参照) ほか

**基本目標 2** (支援者の視点) 尊厳ある暮らしを最期まで支える  
… 連携による認知症への支援 (P.71 参照) ほか

**基本目標 3** (行政の視点) 安心と共生の基盤をつくる  
… 誰もが共に暮らす地域へ (P.82 参照) ほか

## 認知症の人のメッセージ

市川市では、「仲間と話そう（認知症本人ミーティング）」を開催し、認知症の人からお話を伺う機会を持ちました。ここで出会った方々の声を皆さんにお届けします。  
お読みいただき、認知症当事者の気持ちに触れていただくと幸いです。

認知症について どんなことを知っていますか。

これからも、  
変わらず 趣味を  
楽しみたい。

認知症の人は 気持ちをうまく言葉にできなかつたり、  
思うように行動できないことがあります。

私抜きで  
私のことを  
決めないで欲しい。  
自分のことは  
自分で決めたい。

でも、何も分からなくなったわけではありません。  
自分自身の変化に最初に気づき、戸惑い、  
つらい思いをしています。

何度も同じ話を  
繰り返して  
周囲が困らないか  
心配。

認知症の人の意思が尊重され、やさしく支え合う  
誰もが暮らしやすいまちにしませんか。

認知症のこと  
周囲の人に話したら、  
変わらず接してくれて  
嬉しかった。

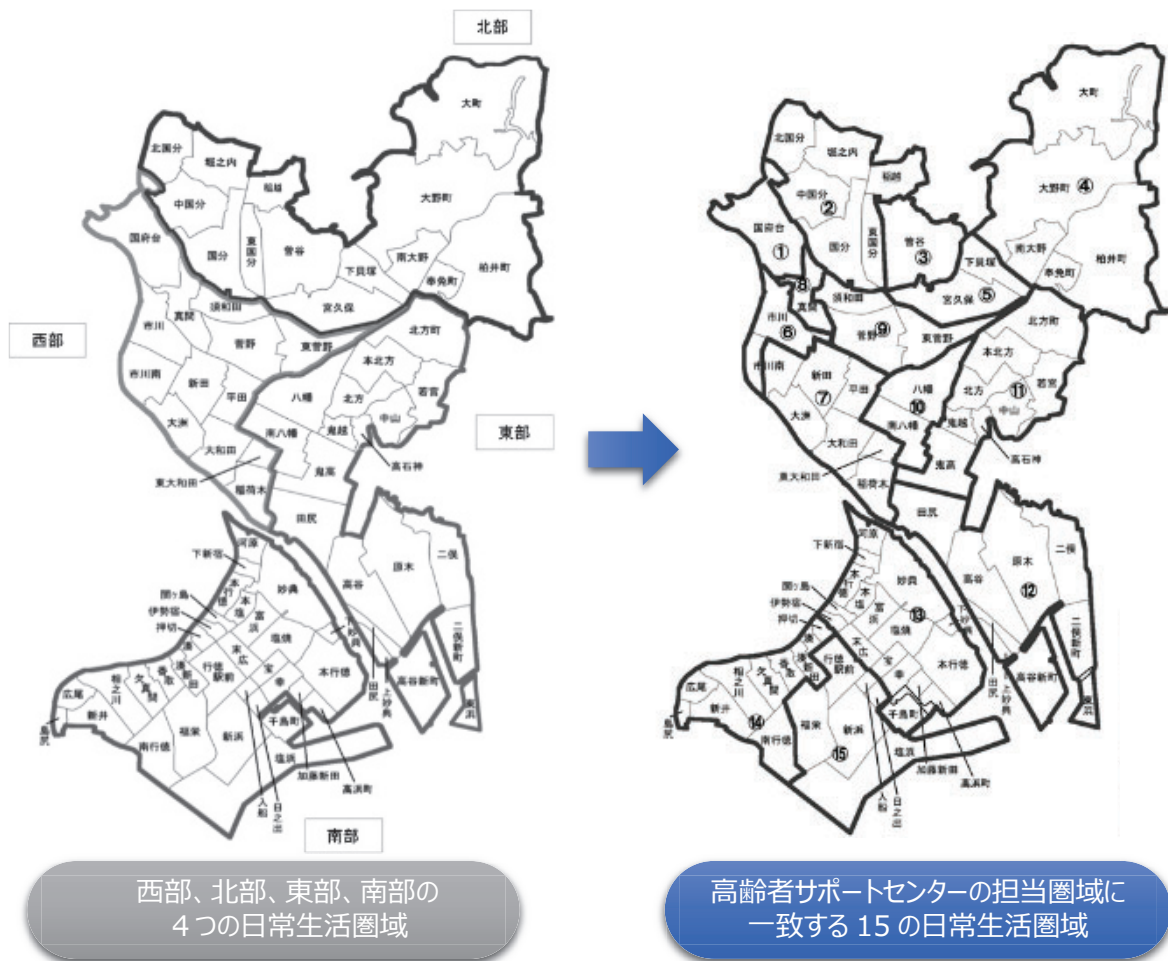
物忘れが激しく  
なったから  
「助けてね」  
と言っている。

ないないって、探す時間が増えて  
増えて、私の人生何だろうって。  
まず、できるだけストレスをためない、  
楽しいことをいっぱい見つけて  
やったほうが良いと言われました。

仕事仲間に認知症がばれると、  
普通に会話できなくなるという  
恐怖感があります。  
最近、記憶装置のねじが緩ん  
でいるからと、半分ごまかして、  
半分自分を鼓舞して  
頑張らないといけない。

## (1) 日常生活圏域の変更（4 圏域から 15 圏域へ）

本計画は、第 6 期（平成 28 年～）以降、東・西・南・北の 4 つの日常生活圏域を設定していましたが、住民や地域の多様な主体による地域づくりの活動と、介護予防・生活支援体制の整備や認知症施策との連携が一層図られるよう、日常生活圏域の設定を見直し、市川市自治会連合協議会や「地域ケアシステム」の 14 の地区を踏まえた 15 の圏域に変更します（圏域の詳細は P.136 参照）。

**参考）日常生活圏域とは（介護保険法第 117 条第 2 項に規定）**

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。国では、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区程度をその単位として想定している。



## (2) 日常生活圏域の状況

### ● 日常生活圏域別人口および認定者数 (単位：人)

地区	日常生活圏域	総人口	65歳以上	75歳以上	85歳以上	要介護認定者 (65歳以上)
北部	国分	27,797	7,224	4,353	1,277	1,374
	曾谷	15,256	4,494	2,679	737	804
	大柏	38,921	10,974	6,409	1,806	2,137
	宮久保・下貝塚	17,330	4,548	2,671	773	906
西部	国府台	5,643	1,574	930	331	331
	市川第一	24,303	5,186	2,924	906	960
	市川第二	55,477	11,644	6,779	2,222	2,179
	真間	5,635	1,535	939	307	351
	菅野・須和田	26,627	6,513	3,775	1,293	1,298
東部	八幡	31,069	6,346	3,436	1,092	1,190
	市川東部	47,972	11,400	6,532	2,124	2,177
	信篤・二俣	29,868	5,608	2,780	689	829
南部	行徳	63,972	10,125	4,883	1,193	1,460
	南行徳第一	63,344	10,254	5,119	1,299	1,560
	南行徳第二	39,621	8,601	4,225	998	1,241
市全域		492,835	106,026	58,434	17,047	18,797

資料：介護保険システムより抽出（令和5年9月末）

### ● 日常生活圏域別人口および認定者数の割合<sup>1</sup> (単位：%)

地区	日常生活圏域	65歳以上	75歳以上	85歳以上	要介護認定率 (65歳以上)
北部	国分	26.0	15.7	4.6	19.0
	曾谷	29.5	17.6	4.8	17.9
	大柏	28.2	16.5	4.6	19.5
	宮久保・下貝塚	26.2	15.4	4.5	19.9
西部	国府台	27.9	16.5	5.9	21.0
	市川第一	21.3	12.0	3.7	18.5
	市川第二	21.0	12.2	4.0	18.7
	真間	27.2	16.7	5.4	22.9
	菅野・須和田	24.5	14.2	4.9	19.9
東部	八幡	20.4	11.1	3.5	18.8
	市川東部	23.8	13.6	4.4	19.1
	信篤・二俣	18.8	9.3	2.3	14.8
南部	行徳	15.8	7.6	1.9	14.4
	南行徳第一	16.2	8.1	2.1	15.2
	南行徳第二	21.7	10.7	2.5	14.4
市全域		21.5	11.9	3.5	17.7

<sup>1</sup> 総人口に占める年齢別人口の割合および65歳以上人口に占める要介護認定者の割合を示している。

●日常生活圏域ごとの地域密着型サービス整備状況（R5 年度未見込）

注：町丁は所在地、（ ）は定員を示している。

地区	日常生活圏域	定期巡回随時対応型 訪問介護看護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護
北部	国分				国分2丁目 (9) 国分2丁目 (18)	
	曾谷			曾谷4丁目 (5) 曾谷5丁目 (9)	曾谷4丁目 (18) 曾谷5丁目 (18)	
	大柏		柏井町4丁目 (24) 柏井町4丁目 (12)		南大野2丁目 (18)	
	宮久保・下貝塚					
西部	国府台		国府台3丁目 (12)	国府台5丁目 (7)	国府台5丁目 (18)	
	市川第一			市川南4丁目 (7)	市川南4丁目 (18)	
	市川第二	市川南1丁目	大洲1丁目 (12)		平田1丁目 (18) 大和田5丁目 (18)	
	真間			真間5丁目 (9)	真間5丁目 (18)	
	菅野・須和田			菅野5丁目 (6)	須和田1丁目 (18) 菅野5丁目 (18)	須和田2丁目 (29)
東部	八幡	八幡2丁目	南八幡5丁目 (12)			
	市川東部				鬼高1丁目 (18) 本北方2丁目 (18) 北方町4丁目 (27) 北方1丁目 (18)	
	信篤・二俣			原木2丁目 (6)	原木2丁目 (27)	
南部	行徳				塩焼4丁目 (27) 幸2丁目 (18) 伊勢宿 (18)	
	南行徳第一	南行徳3丁目		南行徳3丁目 (9)	南行徳3丁目 (18)	
	南行徳第二				福栄3丁目 (26)	
<b>施設数 (利用定員)</b>		<b>3事業所</b>	<b>5施設 (72)</b>	<b>8施設 (58)</b>	<b>22施設 (422)</b>	<b>1施設 (29)</b>

※小規模多機能型居宅介護の定員数については、宿泊定員数を示している。